

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部を改正する規則について			区分	○
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1 要旨</p> <p>介護保険法に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の、介護予防・日常生活支援総合事業への移行期間の終了に伴う、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の公布を受けて、一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第5条で引用する省令について、「<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた</u>」としていた箇所を、「<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の</u>」と改正する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>省令との整合性を図ることで、適切に介護サービスの提供ができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。